

令和8年3月9日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	秋山	勲
事務局次長	野村	美幸
書記	田中	浩章
書記	松尾	眞吾

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	原 亮 一
教 育 長	城 後 慎 一
未来創造戦略室長	丸 山 隆
総 務 部 長	坂 田 智 子
企 画 部 長	田 中 和 己
市 民 部 長	牛 島 新 五
健康福祉部長	平 武 文
建設経済部長	山 口 幸 彦
教 育 部 長	馬 場 浩 義
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	鶴 木 英 希
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	石 橋 信 輝
税 務 課 長	田 代 秀 明
市 民 課 長	松 尾 真 美
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	大久保 寿 子
福 祉 課 長	甲斐田 英 樹
子育て支援課長	末 崎 聡
健康推進課長	末 廣 英 子
介護長寿課長	前 田 加代子
建 設 課 長	木 村 孝
林業振興課長	月 足 和 憲
第二整備室長	轟 研 作
上下水道局長	松 尾 正 久
学校教育課長	高 巢 雅 彦
社会教育課長	遠 藤 宏 樹
黒木支所長	信 國 昌 明
立花支所長	堤 治 記

上陽支所長 大坪 励子
矢部支所長 轟 晃守

議事日程第6号

令和8年3月9日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
 - ・討 論
 - ・採 決
-

本日の会議に付した事件

第1 議案審議

- 議案第1号 専決処分について（令和7年度八女市一般会計補正予算（第5号））
- 議案第2号 八女市議会議員及び八女市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八女市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八女市社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八女市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八女市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八女市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八女市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八女市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第13号 八女市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第16号 市道路線の変更について
- 議案第17号 市道路線の認定について
- 議案第18号 市道路線の廃止について
- 議案第19号 指定管理者の指定について（八女市下横山コミュニティセンター）

- 議案第20号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第21号 工事請負契約の締結について（八女市立岡山小学校増築工事）
- 議案第22号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第23号 令和7年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 令和7年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 令和7年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第26号 令和7年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第27号 令和7年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第28号 令和7年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第29号 令和8年度八女市一般会計予算
- 議案第30号 令和8年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度八女市介護保険事業費特別会計予算
- 議案第32号 令和8年度八女市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第33号 令和8年度八女市矢部診療所特別会計予算
- 議案第34号 令和8年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算
- 議案第35号 令和8年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算
- 議案第36号 令和8年度八女市水道事業会計予算
- 議案第37号 令和8年度八女市下水道事業会計予算

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日から議案審議でございます。最後まで慎重審議のほどよろしくお願いたします。

お知らせいたします。議案質疑表、委員会日程表を配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第1．議案審議を行います。

議案第1号 専決処分について（令和7年度八女市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号 八女市議会議員及び八女市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 八女市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

この手数料を、コンビニに関してでしょうけれども、令和8年度に限り1通10円、かなり思い切った値下げですので、これは八女市独自でやっていらっしゃるのか、それとも、国がそういう指導をしたために10円というのを設定されるのか、お尋ねをいたします。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

八女市独自でというところで、今回やっているところです。

以上です。

○19番（森 茂生君）

よそではやっていらっやらないということですかね。確認しましたか。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

ほかでもやってあるということです。古賀市とか、福岡市とかでも一律10円という期間を設けて実施をしてあります。

実施すると、やはりその上でかなり利用率というのが上がっておりますので、八女市のほうでも実施したいと思って上げております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

八女市独自じゃないわけでしょう。ここに総務省のホームページから取ったんですけれども、期間を限定し1通10円など大幅な手数料引下げを行うことにより、コンビニ交付への誘導を図っておりますよ、そうしてくださいよ。命令ではないんですけれども、このようにやったらどうですかという提案みたいな格好ではありますけれども、それにつれて、いろんなところが10円に引き下げているというのが実情だろうと思います。

ですから、八女市がこれだけ思い切って引き下げたというわけじゃないと私は思います。そういう指導なり、よそもやっているからやったということが今度の10円だろうと思いますけれども、違いますかね。

○市民課長（松尾真美君）

すみません、説明いたします。

ちょっと説明が悪く、独自ということではなく、いろんなところで10円の政策とかもやっていますので、今回は、利用率が令和5年度より横ばい状態になっていますので、その利用率を上げて、窓口の混雑というのも緩和したい、そういうことにつなげたいと思っておりますので、そういうことで、国の方針とか、国からの指導とかではなく、今回、1年間やりたいということで上げております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

次にお尋ねしますけれども、納付直後は証明書に反映できないためというのもありますけれども、反映するために期間はどれくらいかかっているのでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

反映するのに大体二、三週間かかります。

○19番（森 茂生君）

私は調べましたけれども、大概二、三週間かかるようです。二、三週間もタイムラグというのがあれば、やっぱりいろんな不都合も当然起きてくるのは、最初から想定されたような気がします。窓口負担の場合はもう即、反映されるという理解でよろしいのでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

そのとおりでございます。

○19番（森 茂生君）

そのタイムラグというのは、やっぱり最初想定しておけば私はよかったのかなと思います。

それから、コンビニの自動交付サービスによる納税証明書交付サービスを導入した自治体が少なくということになっていますけれども、私は当初、こういうのは全ての自治体で導入されているものと勝手に理解していたんですけども、導入した自治体は全部が全部導入していたわけじゃないということですか。

○市民課長（松尾真美君）

戸籍と住民票と印鑑証明だけとか、自治体によって証明書を出す種類というのは決めていますので。その中で八女市においては、令和3年度において税証明を追加しているところですよ。

以上です。

○19番（森 茂生君）

ここに総務省が出しているのがありますけれども、住民票の写しに印鑑証明、これはコンビニ交付をしているところは100%という数字が載っています。ところが、税サービスになると71%ということになっております。戸籍証明になると57%、戸籍の附票の写しになると54%、住民票記載事項証明になると18%の自治体しか取り組んでいないということが載っています。ですから、納税証明をしたためにいろんな問題が、不具合といいたまいますか、何というんですかね、これ。だから、もう今回は標準化の移行に伴い、いろんな問題があったから、もうこの際、納税証明は廃止するという理解でよろしいでしょうか。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

令和3年度の時点におきましては、コロナ禍というのもありましたので、窓口の混雑というのを避けるためという意味もありますし、マイナンバーカードの普及のためにも証明書を拡大して、利用者の拡大ということを行っております。

今回はというか、システム標準化というのが物すごく作業が大きくて、事業者のほうもそれにかなり作業に手を取られているというか、業務が増大しているというところがあります。

そういう業務が大きくなっている中で、今までの全部のサービスというのを継続するというのは困難になったというところがありますので、そういう利用率が少ないところを停止しなきゃいけないようになったというところで、今回、納税証明書のほうは停止という形になっております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

何年に導入されましたか。

○市民課長（松尾真美君）

令和3年度です。

○19番（森 茂生君）

令和3年、4年、5年、6年、7年、始めて三、四年で、それほど昔からやっていたわけではなく、ここに市県民税が対象となっているためとなっています。税金申告の証明書をもたう場合は、市県民税だけというのは、ここにも書いてありますけれども少ない。ほかの所得税から固定資産税からもろもろありますので、それだけ取っても、コンビニで取ってもあんまり意味がない。結局窓口に行かなければならないということで量が少なかったという理解でよろしいんですかね。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

市県民税のみの、現年度のみの証明書でいいという方もいらっしゃると思いますが、そういう複数の税目が必要だという方もいらっしゃいますので、そういう方の場合もう窓口に来てもらうしかないという形になるところです。

以上です。

○19番（森 茂生君）

納税してすぐに反映されない、あるいは市県民税だけではどうしても利用者が少なくなる。やっぱりそれは当初、私は見込んでやるべきだったのかなと思っております。途中でやめることなら、もう最初からきちっとそういうのを想定して導入すべきだったのではないかと考えています。よその自治体でもそういう検討をされて、100%ではなかったということのようです。

それはそれとして、全国的にこれは低迷しているから、国が指導というか、こういうやり方もありますよということで、10円に引き下げて利用実績を上げたいために、このようなことを行われたんだろうと思いますけれども、それに伴い、今度標準化という言葉が出てきます。標準化に伴い維持が困難ということは、標準化の作業と、今度の納税を廃止する作業との関連、そこら辺のところを少し説明をしてください。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

標準化の作業と、直接納税証明書の分が関するということではないかもしれませんが、システム標準化というのを事業者のほうで移行作業とかする中で、物すごくその作業自体がボリュームが大きいので、そちらのほうに人員を取られますので、今までどおりの全部のサービス、そういう今まで行っていた全部のサービスを提供するというのが困難になってきたというところで、そういうことになると、業務の見直しをせざるを得ないという形になってきます。

その業務の見直しをされる中で、やっぱり利用率が少ないものというのが停止という形になりやすいというところで、納税証明書というのがコンビニ交付での利用がなかなか利用率が低いというところになっておりますので、そういうところから、この分は今までどおり継続はできないというところで業者のほうから停止を言われているところです。

議員がおっしゃったように、令和3年に導入しているというところですので、導入後、期間が余りたっておらず利用していない中でということでしたので、事業者のほうに何度も協議は行っているんですけど、それでもやはりやっていくのは難しいですというところでありましたので、ほかの手段というのも考えましたが、やはり再度構築するにはかなりの経費がかかりますので、経費対効果というか、そのところを見たところで停止の判断に至ったところです。

以上です。

○19番（森 茂生君）

そうすると、市役所の都合というよりも、業者のほうがもう標準化移行で手を取られて、そういう人員が割けない、物理的にもう業者のほうはやれないので、廃止ということですか。

○市民課長（松尾真美君）

そういうところになります。

○19番（森 茂生君）

ここで国の問題を言っても仕方がないんですけども、システム標準化についてはやっぱり国が3月いっぱい、今月の3月いっぱいまでに移行しろということで、法律までつくって、全国の自治体に強制をした。そのために、一斉にそういう作業が増えて、IT関係の技術者がもう手を取られて、全国的に不足したと言われております。

それで、これは八女市の直接の責任じゃないんですけども、国が余りにも地方自治体の現状を無視して強引に進めたから、私はこういう問題が、これは八女市だけの問題じゃないと思っております。そういう国の進め方でみんなが振り回された、地方自治体が振り回されているというのが私は現状ではないかと思っております。

市長はこの点、いかがお考えになっているのか、お伺いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

このシステムの標準化は、今後の効率的な行政運営に当たっては私は必須、必要不可欠だと思いますけれども、議員御指摘のとおりスケジュールが、今ベンダーの対応が、年度内の対応が難しいということで、来年度中の移行というところで皆様に御説明をさせていただいたところでございます。

当然、国のほうで一定の混乱はあると認識をしておりますけれども、自治体として、市長としては、今後、市民サービスに影響がないように、来年度にはしっかりこのシステムの標準化移行ができるように、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、その時々々の状況については、議員の皆様、市民の皆様をしっかり御説明をしてみたいと思っております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

もう一点だけお尋ねしますが、このランニングコストが倍以上になると八女市も言われていますけれども、そのランニングコストに対して、国にきちっと要望すべきだと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

最初のシステムを変えると、標準化に移行する、いわゆるイニシャルコストに関しては、当然一定のコストがかかるところは構造的にしょうがない。そこについては、今、市長会のほうでもしっかりその予算措置については国に要望しておりますので、それは引き続き近隣、福岡県市長会、九州市長会関係、市町村と連携を取りながら、しっかり国に引き続き要望をしてみたいと思っております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○11番（田中栄一君）

この条例の改正については、コンビニエンスストア等での証明書等の自動交付サービスは、利便性向上と個人番号カードの普及を目的にされてきたわけでございますけれども、今回、さらなる周知と利用促進を図るために、戸籍をはじめとした発行手数料400円もしくは250円を全て10円にするということなんですけれども、これは20分の1とか、40分の1とか、そうなるんですけれども、減収見込みはどの程度考えていらっしゃいますか。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

令和6年度の実績であります。令和6年度からの実績で計算したところでは、収入減が

4,200千円ほどになる予定です。

以上です。

○11番（田中栄一君）

令和6年度の利用が1万5,040件、それで、これに要した費用が15,000千円超、確かに利用者にとっては大変喜ばしいことだと私自身も思いますけれども、財政が厳しいと言われる中で、10円、先ほど来より話があっておりました総務省でのお考えとか、あるいはほかの自治体の事例とかを見て10円ということにされたようではありますけれども、実際的に八女市でやる場合に、この10円という金額に対しての研修というか、そういうことはどのようにされましたか。10円の根拠を八女市独自でどう捉えたかということです。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

コンビニ交付につきましては、今現在でも50円引きという形で実施をしているところです。50円引きというところで、本庁の1階にもキオスク端末として置いてありますので、マイナンバーカードを持ってこられた方には50円引きなので、あちらの端末でも取れますよという案内を今もやっております。今もやっておりますが、50円安いぐらいなら、もう窓口でやったほうがいいという形で言われるんですよね。だから、やっぱり50円安いという形じゃなかなか伸びていないというところもありますので、今回、10円というところになると、そこで大きく利用が増えると思っておりますので、コンビニ交付というのは1回ちょっとやってみると、1回やってみたら、その後は定着するんじゃないかと思っておりますので、そういうところで10円という価格に設定をしたところです。

以上です。

○11番（田中栄一君）

コンビニエンスストアでの交付が利用者にとって非常に目を引くと。10円ということでの宣伝効果だと理解したところなんですけれども、今度は期間です。令和8年度に限って1年間の期間を設けてやるということで、その根拠、1年間、2年とか3年とか、あるいはこれをまた元に戻すということになれば、利用者にとっては逆に不利益になる可能性もあると思いますけど、そこら辺は期間の1年間というお考えの基についてお尋ねしたいと思います。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

やはり期間を設けて集中的に周知を行うという形にしないと、この期間だからコンビニで取ってみた、この期間だから近くのコンビニに行ってみたということでの利用率を上げたいというところで1年間という期間にしております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

2月の定例記者会見でも、先駆けてこれをやりますよということでの周知が、一応記者発表がされたんですけども、実質的にこの条例が可決されれば、当然市民の方に対して周知されると思います。

この周知については、やはり今、御答弁があったように、しっかりそこら辺の部分というのを強調しながらやっていかなければ、市民の方になかなか周知できないんじゃないかとは思っております。

それで、今までの質疑の内容について、市長、総括してどういうお考えになっておられるのか。ちょっと質疑の内容がちょっと分かりにくいと思うんですけども、この10円という制度について、しかも1年という制度について、どう市長はお考えになって、こういう条例提案を出されたのか、お伺いしておきます。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今回、この10円に大幅に値下げをしたというのは、これは市民の皆さんの証明書等の発行に係る経済的負担軽減ということではなくて、まずコンビニ交付という便利な制度を使ってもらう後押しをしたいというところで、ある意味、最低価格、コンビニ等で有料で証明書を発行する際の一番最低価格というところで10円を設定したところでございます。

1年間ということにしたのは、議員御指摘のとおり、これは市にとっても結構大きな減収になるところで、まず1回使ってもらえればその利便性を認識してもらえる、今課長が答弁したとおり、今の現行の50円差だと、市役所に端末があったとしても、いろいろ手続もややこしいし、もう職員さんにしてもらったほうが楽やけんということで、窓口でされている方が多い。私も実際に先日、私用で証明書発行の際にもやっちゃってくださいと自分自身も言ってしまったという経験がありましたので、そこが10円になる、大幅にその数百円の差が出るとなると、多くの市民の皆さんがコンビニ交付を今までちょっと食わず嫌いの的にやっていた、1回やってみようかなと思っただけなのかと、そこを期待しておるところでございます。

その1年間というところに関しましては、やはり1年間という期間で1回使っただけかかないといけない、まさに議員御指摘のとおり、そこは周知をしないと、1年たって、その制度が終わった後に知ったらやったのという方が出てしまっただけでは、それは政策効果が大幅に減ってしまいますので、しっかり広報ですとか、SNS、LINEや各種SNS等でしっかり周知をして、市民の皆さんに令和8年度中に一度は使っただけとあったところをしっかりと目指してまいりたいと思います。

以上です。

○11番（田中栄一君）

1年間の実証実験と捉えますけれども、その後、1年間の状況を見た中で、その後、この期間というのを延長するようなお考えはございますか。

○市民部長（牛島新五君）

お答えいたします。

1年で結果が出るものと確信しておりますので、延長の考えは今のところはございません。以上です。

○11番（田中栄一君）

財政が厳しい中で、こういった思い切った施策も必要だと感じますけれども、市民の方にいち早くこういう条例の改正とかをお伝えしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

私は議案第5号に反対の立場で討論を行います。

八女市の各種証明書のコンビニ交付手数料を、令和8年度に限り1通10円にするというのは、どうしても素直に賛成する気にはなれません。

コンビニ交付が思ったように普及しないために、国から利用促進のための誘導がされたため、単なるまき餌にすぎないような気がしてなりません。

納税証明のコンビニ交付を廃止する理由の一つに、市県民税のみを対象としているため、あるいは納付直後は証明書に反映されないため、利用が増えないということですが、余りにも導入を急ぎ過ぎ、これらの欠陥を見過ごしていたのではないかと思います。とはいえ、関係職員の人たちは相当努力されたのではないかと思います。

また、地方公共団体情報システム標準化に伴い、サービス維持が困難になったため、納税証明書のコンビニ交付を廃止となっております。これは八女市の問題というより、ITエンジニアの不足が関係しております。完全にエンジニアの手が回らなくなっているというのが現状のようです。

さらには、国はシステム標準化でランニングコストを3割削減できると言っていましたけれども、3割削減どころか、大幅に経費が増えるところがかかり続出しております。国が余りにも現状を無視して、この3月までにということを強行したため、全国の自治体が振り回されているのが現状ではないでしょうか。

以上の理由により、議案第5号に反対をするものです。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 八女市社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託をいたします。

議案第7号 八女市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 八女市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件ですが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第10号 八女市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 八女市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 八女市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第13号 八女市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 指定管理者の指定について（八女市下横山コミュニティセンター）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 工事請負契約の締結について（八女市立岡山小学校増築工事）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りします。

委員の数は、議長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

先例という発言がございました。

それでは、先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け審査していただきますようお願い申し上げます。

議案第23号 令和7年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定します。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和7年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和7年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といた

します。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和7年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（田中栄一君）

予算書の5ページになるんですけども、空調設備改修工事費、これが8,000千円減額されておりますが、どういったことでこれだけの金額になったのか、お尋ねします。

○矢部支所長（轟 晃守君）

空調工事の減額、金額につきましては、入札の残による減額ということになっております。以上です。

○11番（田中栄一君）

ちなみに、総工事費、予算額と工事費、予算額はこれだけ余ったということなんですけど、

当初見積りが甘かったんじゃないですか。そこら辺、なぜこれだけ減額になったのか。診療所ですので、それほどの費用がかかるのかなという思いがしていますけど、そこら辺についてもっと深く説明をお願いしたいと思います。

○矢部支所長（轟 晃守君）

当初予算を計上したときは業者見積りを取りまして、それを基に予算を計上いたしました。

電気工事ということで、もちろん入札でしっかり業者さんに頑張ってもらった結果だとは思いますが、また、来年度以降、こういった工事予算を取るときにはしっかりほかの工事の状況等も確認しながら、予算措置していきたいと思います。

以上です。

○11番（田中栄一君）

安く上がったということで、あんまり突っ込みたくないんですけども、見積りが、今は確かに物価の変動で大変見積りが厳しい状況だと思いますけど、ちょっとこれがでかいなど。最終的に予算調整になっているんじゃないかということで思っておりますが、そういった部分、しっかり見積りは確かに取りにくいと思います、こういう時期ですので。だけど、しっかり今後、まだ今後続くようなお話ですけども、そういった部分ではしっかり見積りなり、設計なりをされて、余りにも変動額が大きいという思いがしておりますので、そこら辺、よろしく願いして、質疑を終わります。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和7年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和7年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

議案第29号 令和8年度八女市一般会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であり、2名の議案質疑通告がありましたので、通告順に質疑を許します。

19番森茂生議員の質疑を許します。

○19番（森 茂生君）

まず、立花校区小中学校整備事業についてお尋ねをいたします。

今度、義務教育学校が新設されますけれども、立花支所にあります、分館というんですね、公立図書館が手狭だという意見を以前から私かなり聞いております。そういうこともあって、今度、義務教育学校が新設されますので、そのときに一般の人も利用できるような学校の図書館にすることはできないのかということでお尋ねをしたいわけです。

ちょっと調べてみますと、いろんなやり方があるようです。学校の敷地内に市町村立の図書館がある場合、あるいは、逆に言うと学校図書館を住民に開放しているような場合もあるそうです。それと、学校内の図書館が学校図書館と公立図書館をもともと兼ねている例もあるそうです。そういう場合は、生涯学習審議会で社会教育の一環としてそういうのをしたらど

うかと審議会が提案しているようであります。

そのほかに、いろんなものが複合的にまじって、その中で図書館もあるというおおむね大体4つのタイプがあるようですけれども、どれをやるかは別として、何とか一緒に併設なり、あるいは中に取り込むなり、いろんな方法がありますけれども、そういう一般の人も一緒に利用できるような、そんな図書館を設置できないかという質問ですけれども、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

議員おっしゃるように、併設していたりするところがあることは承知しております。

学校図書館自体は、学校図書館法の所管でございまして、また公共図書館は図書館法に基づいて設置されております。それぞれ学校図書館につきましては教育課程の展開に寄与して健全な教養を育成することということになっておりますし、公共図書館につきましては、地域住民に情報と文化を提供することと、そういう目的が違ってございまして、教育に特化した内容と幅広い内容の提供ということでサービスも違っている状況でございます。

違った対象、違ったニーズ、違った提供をいくくりにして運営していくのは、結局、どちらの充実も阻害するおそれがあるということや、安全面、その他の心配も含めて、有効な方法であるかどうかというのは慎重に考えていく必要があると考えております。

ただ一方で、図書館法の3条には、学校に附属する図書館またはその他の図書館と緊密に連携して、協力して図書館資料の相互貸し借りを行うことという文書もございまして、既存の図書館の連携を図るとか、移動図書館とかオンライン図書館等を充実させて、利用のニーズにに応じていくという方法を模索していくというのも一つの現実的な対応ではないかと思っております。

いずれにしましても、今後の状況が変化していきますので、そういうのを見極めて、市民にとって適切な、最適な選択をしていきたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

研究なり、実施の方向でひとつよろしく申し上げます。

2つ目に、学校給食特色化事業についてお尋ねをいたします。

頂いております事業説明書を見ますとなかなか複雑で、一体どうなるのかというのがなかなかぴんと来ませんので、ちょっと細かいところまでお尋ねするかもしれませんけれども、よろしく申し上げます。

まず最初に令和7年度、今度、令和8年度は、いわゆる小学校には国、県から1人、月に5,200円補助があるとなったわけですけれども、まず、令和8年度八女市の負担額はどうか、それをお尋ねいたします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

令和7年度小学校の児童の給食費につきましては、現在月4,300円でございますけれども、これに加えまして、近年の物価高対策物価高騰分といたしまして、給食費の20%を上乗せして補助しておりますので、現在、月5,160円分の給食の提供を行っているところでございます。

そのうち、保護者負担を2千円とするために、その差額3,160円を市が補助しておりますので、令和7年度予算につきましてはその補助金の年間額は約102,400千円程度になっておるところでございます。

こちらが令和8年度につきましては、小学校の給食費を6,200円に改定させていただきまして、そのうち、国からの交付金が差額の5,200円来ますので、その差額についての1千円につきまして、保護者と市で500円ずつ負担をさせていただきますので、令和8年度の年間に必要な市の負担額につきましては約15,720千円、比較いたしますと86,670千円の市の負担額が減少するということとなります。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

来年度から国、県が5,200円持つということで、非常に負担が一挙に減って、結局、小学校でいえば、86,670千円程度が今までの負担より減るということで理解してよろしいですね。

そしたら中学校ですけれども、同じような質問ですけれども、中学校は国、県からは来ませんので、負担は大きくなるかと思えます。

八女市の中学校の令和7年度の八女市の負担額及び令和8年度の八女市の負担額がどうなるのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

中学校の生徒の給食費は、現在月5千円でございます。こちらにつきましても、給食費の20%を上乗せして補助させていただいておりますので、現在、6千円の給食費の提供を行っているところでございます。

そのうち、同じように、保護者負担を2千円とするために、その差額の分4千円を市が補助させていただいておりますので、7年度予算につきましては、年間額約61,420千円でございます。

こちらが令和8年度になりますと、令和8年度中学校の給食費を7千円と改定させていただきまして、ただこちらにつきましては、国、県からの交付金がないので、保護者負担の500円を引いた額、6,500円を市が負担させていただきますので、令和8年度において

年間必要な市の財源といたしましては約99,450千円程度、比較いたしまして約38,000千円が市の負担額が増えるということになります。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

そしたらば、小学校は大幅に負担が減って、中学校は38,000千円ほど負担が増えるということだろうと思いますけれども、プラスマイナス小学校で86,000千円負担が減り、中学校で38,000千円負担が増えるということは、八女市の負担は幾ら減るのか、ちょっと計算をお願いします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

小学校でマイナス約86,670千円、中学校でプラス約38,000千円でございますが、差引き約48,000千円ほどが市の負担額が少なくて済むということになります。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

大幅に負担が、小中学校合わせても減るということだろうと思います。

令和8年度からは、小中学校で月額500円負担をしてもらうということですのでけれども、中学校は別にして、小学校だけ考えれば、保護者の負担は総額幾らになるか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

令和8年度におきます小学生の生徒数を、予算上では2,859名と見込んでおりますので、こちらの児童数に月500円掛ける11か月分で算出いたしますと、年間約15,720千円分が保護者負担ということになると思います。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

そしたら、小中学校全体で48,000千円負担が減る。今、いろんなところで学校給食、小学校の無償化というのが言われておりますけれども、もし仮に、小学校だけでも保護者負担なしにして、48,000千円マイナスさっき言われた15,720千円程度を引く、小学校で仮に500円を頂かずに、八女市負担にするということにすれば結果的に——中学校は別ですよ。幾ら安くなるのか。保護者負担を肩代わりしたとして、幾ら安くなるのかお尋ねします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

小学校、中学校で、プラスマイナス48,000千円程度市の負担額が減るということでございまして、一方で、小学校の生徒500円の分が年間15,700千円ということでございますので、こちらの数字だけで比較をさせていただくとすると、約32,300千円ほどが差額が出てくるんじゃないかと計算しているところでございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

これは教育長にお尋ねしますが、小学校を仮に無償化にしても、500円を八女市が負担しても、なおかつ32,300千円が浮く——もうかると言っちゃなんですけども、それでもよそに回せる金額が32,300千円生まれるということのようですけども、よそでは無償化に向けて相当動きが活発なんですけども、八女市の場合、なぜ500円を国からあれだけ援助してもらいながら徴収するのか、そこら辺のところのいきさつをお尋ねいたします。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

数字の計算上は、議員おっしゃるとおりの計算になるかと思えます。

まず、私どもの食育についての考え方を述べさせていただいて、お答えも続けていきたいと思えます。

まず、食育の基本というのは、まずは毎日の給食が楽しいことと、その積み重ねであると思っており、これが基本だと思っておりますけれども、その上で栄養バランスの理解はもちろんですけれども、ただ単に給食の時間だけにとどまらずに、給食を生きた教材として活用すると。それに関わる生産者や調理者の工夫や努力とか、保護者、地域への感謝等を通して育まれると基本的に考えております。

私どもとしてはこの機会に、地域の生産物とか地域の生産者、それから毎日の給食に関わる方々との関わりとか、給食のレシピに子どもが自ら関わる等の経験を通して、多くの人に支えられて、いずれ大人になったときに今度支える側に回ると、そういう子どもたちを育てていきたいと思っております。

学校給食費につきましては、現在、小学校は、先ほど説明しましたように月額5,160円、中学校は6千円の内容に対して2千円の御負担をお願いしていると。今回、現在かかっている金額については実質無償化していると考えております。

次年度の学校給食費は、小学校が6,200円と、中学校が7千円の内容を500円の御負担で提供するという提案でございますが、この質の向上分につきましては、市と保護者で500円ずつ負担して、子どもの記憶に残る学校給食を提供することに対して、市と保護者と一緒に推進する。給食の質の向上分を八女市全体で支援していくということで、子どもたちとも学びに生かしていきたいと考えているということで御理解いただきたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

御理解はどうもなかなかできないように思います。

近隣の市町村でいろんな動きがあっているかと思えます。これはまだ議会中ですので、はっきりどうだこうだと、今の段階では言えないかもしれませんが、他の市町村の情報の収集はされたのか、あるいはもうよそはよそ、八女市は八女市でいくんだという考え方でしょうか。そこら辺のところ、どう考えていらっしゃるか、お尋ねします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

他の自治体の情報につきましては、新聞報道等での把握、または近隣の市町村には直接電話等での情報共有はさせていただいておりますけれども、個別の市町村の状況については差し控えさせていただきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

それこそ、私もこれはあくまで新聞報道で、まだ決定ではないです。こういう提案が、新年度予算は提案をしたという内容ですので、決定ではありませんけれども、私が知る限りこうなっています。

大牟田市、新年度から市立の小学校、中学校、特別支援学校の給食を無償化するとなっています。

柳川市は、学校給食無償化、小学校に加えて、中学校まで拡充すると報道がっております。

みやま市は、小学校の給食を無償化し云々となっています。

広川町は、小学校給食無償化は町が上乘せして5,600円の食事を云々、ここも無償化です。小郡市ですけれども、小郡市も給食費の無償化云々と報道がっております。

筑後市ですけれども、筑後市はなかなか報道は見つかりませんでしたので、A Iに尋ねましたところ、2026年度公立小学校の給食費が無償化される方針ですとA Iは答えてきました。

久留米市もA Iに聞きましたら、小学校の給食費が無償化される見込みですという報道です。

これはあくまで一般の報道ですので、決定ではありませんけれども、予算が否決されるのはあんまりありません。ですから、近隣の市町村ではほとんどと言っていいぐらいに、少なくとも小学校は無償化になると私は思っています。

ついでに申し上げますと、玉名市も小中学校は無償化という報道がっております。筑紫野市も小中学校の無償化、岡垣町も小中学校の給食無償化、北九州市も市立小学校で無償化と、粕屋町でも小学校は無償化、大分市でも小中学校の給食無償化を決めた。人吉市でも、水俣

市でもそのような報道がっております。

私の知る限り、国が5,200円負担したので、これにつれて小学校は無償化にしようということで、最低小学校だけは無償化にする。ついでに、中学校までを一気にやってしまうという自治体が、先ほど言いますように、多くのところで見られるわけですが、これは市長にお伺いしますけれども、恐らくここら辺の近隣でも、恐らく最低小学校だけはほとんどと言っていいぐらい、私は無償化になるような気がします、まだはっきりしませんけれども。そうした場合、八女市の500円の保護者負担というのは非常に浮き立ってくるような気がします。内容充実はわかりますけれども、非常に今、保護者の方々は賃下げやら、いろんな問題で生活にあえいでおられます。そのために物価対策やら、いろいろ取っているわけですので、やっぱりこういう中ですので、保護者負担はなくしたほうが私はよかったのではないかと考えております。市長の考えをお伺いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

来年度の給食費、小中ともに500円の保護者負担をお願いするということに関しましては、まず今、議員から近隣自治体の検討状況、報道等を基に御指摘いただきまして、今課長から答弁があったとおり、各自治体とも来年度の方針については今まさに議会等で議論をされているというところで、断定的なところは申し上げられませんが、報道等を基にすれば、恐らく多くの自治体が、近隣市だけではなく、全国的に小学校に関しては無償化をする方針なんだろうと私も認識しております。

その中で、今、議員から八女市が500円取ることが周辺自治体が無償化することで浮き立ってくると御指摘いただきましたけれども、むしろ、それは逆に八女市にとってはチャンス、八女市の給食をはじめとした教育行政、また食という文脈でこれから地域の発展を図っていくというところを、これは保護者だったり、子どもたちも含め市内の方に認識してもらう。また、市外の方にこれから八女がこういった形でこの地域の発展を考えているのかというところを知ってもらう、ある意味チャンスだと捉えております。

今後の教育行政を含めて、市政運営全体を考えたときに、やはり差別化をしないといけない。今議会の冒頭の施政方針演説でも、選ばれるまちを目指すというところを申し上げましたけれども、当然いろんな経済的負担、教育にしても様々、物価高に対して当然経済的な負担を軽減するという施策は、それは当然、自治体として取ることは義務だと思いますし、それは当然図っていきますけれども、そうした無償化だけで他自治体との差別化はできるのかというと、やはり構造的に八女市は全体として財政基盤が厳しいところがございますので、やはり大都市、東京だったり、福岡市だったり、そういった大都市と比べると、そういった無償化をはじめとした直接的な経済的支援だけでは差別化ができないところがございます。

そういったところで、今後の八女の強みとして、食を発展の軸として考えたときに、一番子どもたちにとって身近な食、給食で、逆にこの500円だけ払えば、ほかの自治体とは比べものにならないほどのいい給食がいただける、まさに今回日本一の給食というところを掲げましたので、納得できないというところを御質問の中でもいただきましたけれども、これから市民の皆さん、子どもたち、保護者を含め、市民の皆さんに納得いただけるかどうかは、まさに日本一の給食を掲げた以上、500円頂く以上、どれだけいい給食をこれから提供できるかというところにかかっていると思いますので、本当に皆さん物価高に苦しんでおられる中で500円を頂くからには、500円で逆にこれだけのいい給食が食べられる八女って本当に素晴らしいと思ってもらえるように、これから全庁を挙げてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

お考えは分かりました。今はもう500円を頂いてでも、日本一の給食になすんだと。

そしたら、来年度から日本一を目指されるわけですので、よその給食を、今度は当然比較しますよね。その500円を取った分、わー、これならよかという学校給食にならなければ、逆に問題が起きる。そげん大したことないよ、よそは無償化で、うちは500円だけ取ってと私はなる可能性もあるし、ちょっと疑問があります。

私は今取るべきは、物価高で困っている市民の負担を軽減することが先だろうと思えます。その上で、給食の充実を図るべきだろうと思っております。

今、国、県が補助をしたために、一斉に動き始めたというのが現状です。ですから、それに乗かって、せめて小学校だけでも何とかならないのか。そして、その後充実を目指して、日本一の給食を目指していても遅くはないような気がします。これは考え方の違いと言えればそれまでですけども、もう一度お尋ねしますけれども、もう無償化の考えはないということに理解してよろしいでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今回、御提案させていただいているとおり、無償化はせずに小学校、中学校とも保護者の方から500円頂くという方針で皆様に御提案をさせていただきたいと思えます。

もちろん、議員御指摘のとおり、今非常に物価高等が厳しい中で、教育を含めて全体的な、経済的な負担軽減というところはしっかり図らないといけない。教育、子育て関係については、例えば、やめっ子未来応援金等を他自治体と比べても、そういった出産、育児に伴う経済的な支援というのは他自治体に比べても充実していると思えますし、給食に限らず、教育全体での経済的な負担というところをしっかりと比較する必要があるのかなと思えます。

この500円を取るというところは、財政的などころというよりも、先ほど教育長から答弁いただきましたけれども、500円を払うということで、改めて食に対する感謝、それは食、動物や植物だけではなくて、給食には様々な方が関わっておられますので、調理員さんだったり、生産者さん、そういったところのつながりを改めて子どもたちに知ってもらい、そういった給食そのものだけではなく食育的などころもしっかり含めての日本一を図っていきたいと思いますので、そういった500円というところの重みをしっかり捉えて、今後の給食の在り方というのを全庁で議論していきたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

もうお考えは分かりました。

私ももう30年以上議員生活をさせていただいていますけれども、正直言って、がっかりです。やっぱり無償化すべきではないのかというのを最後に言って質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質疑を終わります。

1番高橋信広議員の質疑を許します。

○1番（高橋信広君）

私のほうからは2点でございますが、まず最初に、2款1項6目企画費の、事業名が中山間地域振興事業、これについてまず質問させていただきたいと思います。

中山間地の現状、そして、将来を考えると、いわゆる危機感というところは非常に感じておりますし、この事業については当然だと思っております。

まず、この事業の概要、それから策定までのスケジュール等、この辺りを御説明いただきたいと思います。あわせて、委託業者と市との、いわゆる役割分担というか、この辺りをどう考えておられるのか、お聞かせいただければと思います。

○企画政策課長（石橋信輝君）

御説明申し上げます。

まず中山間地域振興事業、こちらは新年度より新設されます中山間政策系の業務として位置づけを想定しております。

支所と本庁との連携強化を図る一方で、地域ごとの方針策定支援業務委託や中山間地の振興に係る先進地視察に係る予算計上を行っております。

まず、その中の方針策定支援業務、こちらについて概要でございますが、議案資料の別冊54ページのほうにも記載を行っているところですが、旧町村部におきましては、人口減少や高齢化が進行しており、地域コミュニティの維持や生活サービスの確保、様々な課題がございますので、こういった各地域ごとの地理的特性や課題が異なる、こういったところ、地域

の実情に応じた施策を実施する必要があるという認識の下で、各地域の実情や地域資源を生かした持続可能な地域づくりを進めるために、データ分析とか地域資源調査、市民との対話等を通じ、生活拠点が目指す将来像とか、その実現に向けた具体的な施策方針の策定を進めていきたいと、そのように考えております。

なお、スケジュールといたしましては、次年度の当初予算でありますとか、あと施政方針、こういった策定のタイミングを見据えながら進めてまいりたいと思っております。

なお、こちらの業務は支援業務を委託するところで考えておりますけれども、委託業者の役割としましては現状分析、課題整理とか、ワークショップ、デザインなど、策定に必要な一通りの支援業務というものは想定しておりますけれども、決して丸投げすることなく、やはり地域振興事業というのは、机上ではなかなか計り知れない部分があると思いますので、現場にしっかり足を運んで、現場を重視した対応というものを心がけながら、この取組を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

今、地域ごとということなんですが、確認ですけど、これは5地区ということによろしいですかね。5つの地区、黒木、立花、上陽、矢部、星野ということによろしいですね。

そこで、策定するときに同時並行でやっていくという、そういう考えでよろしいですか。いいですか。

○企画政策課長（石橋信輝君）

5地区を同時に進めるかという捉え方でよろしいですかね。そうですね、地区全体を見ながら、八女全体をどう振興するのかという視点も必要だと思いますので、また、地区ごとで整理できる問題もあれば、地区を超えて、ちょっとまたがったりとか、中にはひょっとしたら八女のその地区に隣接する自治体との連携とか、そういったいろんな整理の仕方もあるかと思っておりますので、考え方としましては地区全体を見ながらやっていくという考え方でおります。

以上です。

○1番（高橋信広君）

概要は大体把握できましたけど、この説明資料の中に、その他参考となる事項の中に、視察旅行1,624千円というのが計上されておりますが、これは具体的にどういうことを想定されているのか、これについてお聞かせください。

○企画政策課長（石橋信輝君）

御説明いたします。

具体的には、中山間地域振興の部署を設けている自治体ですとか、あとはそういった地域

別の計画をつくっているような自治体もございます。

具体的に申し上げますと、我が市と交流のございます愛知県の岡崎市、こちらにつきましては、中山間政策課を令和4年度に設置しております、中山間地域活性化計画というものも策定しております。そういった先進自治体を学ばせていただきたいと思っております。

また、いろいろ支所とかと連携を取り合う中で、こういった地域課題というのが見えてきたときに、それを学ぶために、先進的な自治体の視察に行ったりとか、そういったものも想定として考えております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

この件で最後に市長にお聞きしたいんですが、市長は2040年ビジョンというのを掲げて、これから取りかかられます。本来であれば、このビジョンができた後に、こういう中山間地域の振興計画があったほうがやりやすかったと思いますが、そうも言ってもらえないということが多分やられるのかなと。

そういう中で、この事業と2040年ビジョン、これによって目指す将来像、これを具体化される、見える化する、言いかえれば、将来の絵姿を示していただけると私は期待しておりますが、改めてこの2つの事業に対する市長の思いと覚悟というところをお聞かせいただければと思います。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、議員から御指摘いただいたとおり、本来であればこの2040年ビジョンで中山間地を含む八女市全体の将来像をしっかりと示しをした後に、この中山間地ごとに具体的な計画というのでければ流れるには美しかったと思うんですけども、これは今本当に議員から言っていたいただいたとおり、今、中山間地域の課題が待たなしの状況、2040年ビジョンは、令和8年度に本格的に策定開始しますけれども、最終的な完成は令和9年度を見越しておりますので、約1年半ぐらいかかると。そういった1年半の中にも、この中山間地が抱える様々な課題は一層重くなってくると思いますので、そういったところで、まずは足元の課題、今回、総合計画の後期計画が令和8年度から稼働しますので、その総合計画の具体的な政策の実行というところに当たっての本事業だと考えております。

ただ、当然、全体的なビジョンがないと各町村ごとに閉じた発展の在り方を考え続けるといった、やっぱりそれぞれの町村の特色を生かすことは当然大事ですが、やはり常に各町村の発展を考えるに当たっては、周辺の旧市町、当然八女市全体の、もしくは、場合によっては、もう福岡県、九州、日本、世界全体の動向を踏まえての各町村ごとの発展といったような広い視野が必要でございますので、2040年ビジョンと本事業を完全に別に行うというもの

ではなくて、様々市民の皆さんの声を聞くワークショップだったり、2040年ビジョンの策定に当たっても行いますので、連携できるところをしっかりと連携して、横並びでやっていくという整理で取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ぜひこの事業、来年度までかかるんでしょうが、八女市の将来を左右する大きな計画になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、2款1項8目の総務管理費、防災総務費、この中の安全安心対策費で2つありますが、1つは避難行動要支援者管理システム、この導入業務についてお聞きしたいと思ひます。

まず現在、既に要支援者情報というのはあると思ひますが、システム導入ごとにどのような違いがあるのか。つまり、要支援者の情報内容というのはどう変わるのかというのをお聞きさせていただきますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

避難行動要支援者管理システムの導入による主な変更点と効果につきまして、大きく2点について御説明をさせていただきます。

まず第1に、システム内で候補者台帳を自動抽出、作成できるようになり、常に最新かつ正確な情報を一元管理できることとございます。個別避難計画の策定に当たりましては、まず対象となる方々の候補者台帳を作成する必要とございます。対象者は75歳以上の単身高齢者世帯、要介護認定3以上、障害者等級1級、2級の方々などを基本としております。現在は介護長寿課及び福祉課からの情報を基に、エクセルを用いまして、手作業で候補者台帳を作成しておりますが、本システムの導入後は、これらの対象条件をシステムに入力するだけで短時間で作成することが可能となります。

さらに、住民基本台帳や福祉データと連携することで、住所異動や介護度の変更といった情報を自動更新することができます。

第2に、デジタル地図上でハザード情報と居住情報を重ね合わせて避難行動の可視化を図れることとございます。本システムでは、ゼンリン地図帳に要支援者と支援者の居住情報を配置しまして、そこに浸水想定区域や土砂災害特別区域などのハザード情報をレイヤーとして重ね合わせるすることができます。これにより、どの世帯がどのような災害リスクがあるのか、一目で判別可能となり、避難される方がどの経路を通過してどこへ避難すべきかなど、具体的な避難行動のイメージ共有を促進し、避難の実効性を高めるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

それから、今後、個別避難計画、これは私の認識不足で既につくられているということではありますが、個別避難計画書の作り方、どういう手順でつくられるかということと、大体現在どのぐらいの情報があるのか、この辺りを合わせてお聞かせいただけますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

個別避難計画の作成に当たりましては、各地域の行政区長や民生委員・児童委員の皆さんに御尽力いただきながら推進をしているところでございます。

計画作成の第1段階としましては、まず対象となる方の候補者台帳を作成いたします。対象者の抽出に当たりましては、先ほど御説明した方々を基本としており、介護長寿課及び福祉課より情報の提供を受けております。

これらの情報を基に候補者台帳を作成し、各地域の行政区長や民生委員・児童委員の皆さんに制度について御説明した上でお渡しをいたします。その後、必要に応じて対象者の御自宅を訪問していただき、計画の趣旨や必要性を丁寧に御説明していただきます。

御本人や御家族の同意が得られた場合は、具体的な支援内容や避難場所等についての聞き取りを行い、登録申請書を作成していただく流れとなっております。

防災安全課では、提出いただいた申請書に基づき、システムへの本登録を行います。完成した計画書は書面として出力し、行政区長や民生委員・児童委員の皆さんへ改めてお渡しいたします。これにより、平常時からの情報共有を図るとともに、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援に結びつけていく体制を整えているところでございます。

なお、現在、八女市内で要配慮者のうち、同意される全ての方の避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成しておりまして、現在、約600人の方が登録されている状況でございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

実は、私の町内で民生委員さんと行政区長に聞いたところ、ゼロですと。ないということですね、うちは。なぜかと聞いたら、同意を得るところと、そんなことだったら自分でやるからいいですよと、ちょっと拒否されることが多いということで、当然ながら、平たん地のほうは余り危機感というか、自分でできるからということで、余り情報を出されていないように感じています。

ただ、情報についての共有化、そういう意味で、今、紙ベースですかね。できれば、スマホでうまく連動できるような方法をぜひ検討していただいて、当然ながら、災害ですから緊

急時、紙でどうのこうのってなかなか難しいと思うんですね。スマホの中に共有化できるようなことを検討していただけないか、いかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今、個別避難計画につきましては、先ほど申しましたように紙ベースで、行政区長さんとか民生委員さんにお渡しして、それを基に平常時から見回りとかも含めて行っていただいております。

現在、スマホをお持ちの方もかなり多くいらっしゃいますので、そういった電子機器の検討も含めて、今後、研究していきたいと考えております。

○1番（高橋信広君）

あわせて、情報の更新というところが相互でできるかなと思いますので、ぜひ前向きに検討いただくよう、よろしくをお願いします。

最後になりますが、空き家等実態調査業務についてということで、説明書の44ページ、これを基にちょっと質問させていただきますが、この実態調査については、平成28年ですから、ちょうど10年前にやっていただいております。このデータの活用状況であるとか、この辺りの課題があれば、あわせてお聞かせいただければと思います。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

本市では、平成28年度に市内全域に所在する専用住宅、併用住宅、店舗、事務所、共同住宅などで、居住か、その他の使用がなされていないことが常態となっているものを対象としまして、空き家等実態調査を実施いたしました。

防災安全課では、この調査結果をデータベース化し、行政区長さんをはじめ、地域の方々からの情報提供や、職員が現地に出向く際放置されている空き家がないか目視確認するなどして、空き家の実態把握に努め、所有者等に対する適正管理の指導や助言など管理不全な空き家への対応等で活用を現在しております。

また、定住対策課では、平成30年度にアンケート調査や現地調査を段階的に実施し、空き家バンク等の登録へつなげてきた実態がございます。

実態調査の課題につきましては、当時実施した分の特筆すべき課題や支障があったとの報告は受けておらず、調査としてはおおむね適切に完了したものと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

10年前の調査方法と、それから今回の調査方法、それから調査の中身、そして、その結果

をどう生かされるかというところについてお尋ねしたいと思います。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

前回の調査結果につきましては、今回の調査におきましても重要な基礎資料となることから、調査手法等については踏襲するものの、令和5年に改正されました空家等対策特別措置法の趣旨に沿った判定基準を定めるということで、判定の精度を高めるほか、今後の空き家等対策に生かしていきたいと考えておるところでございます。

具体的な調査方法としましては、前回の調査データや水道の閉栓情報、課税台帳情報、登記情報などから、調査対象建築物の選定を行った上で、外観調査を行うことが想定されます。

今回の空き家等実態調査の結果については、単なる現状把握にとどまらず、老朽危険家屋対策や利活用の促進に直結させるためには、調査実態の段階からどのようなデータが必要かを精査しておくことが重要であると認識しております。

そのため、昨年設置いたしました八女市空家等対策連携会議を最大限に活用しまして、関係部局との緊密な連携の下、本市の課題に即した実効性のある調査項目を策定していきたいと考えております。

○1番（高橋信広君）

この空き家調査は、10年前にたまたま私の家の近くで家を調査されているような人を見かけて声をかけたところ、市からの依頼で調査していますということだったんですね。あくまでもどういう形ですかということ、外観でチェックしてランクをつけるということでした。

そのとき思ったのが、地域の行政区長が空き家についても一番詳しいんですね。行政区長と調査するとき、もし依頼してできる方があれば一緒に調査するというのも一つだと思いますし、把握すれば、また次のことにも有効だと思いますし、調査結果も行政区長と共有するというのをやっていただければ、10年後にまたやるということじゃなくて、常に新しい空き家ができて、ちゃんと把握ができるような体制をぜひ考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

空き家等実態調査を実効性あるものにするためには、現地の状況に精通されている地域の皆様の御理解と御協力が必要であると認識しております。

具体的な調査方法や体制を構築していく中で、まずは地域の皆様に対して調査の趣旨や内容を丁寧に御説明していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

ぜひ空き家について、地域の方との連携を強化していただいて、しっかりと取り組んでいただいて、活用できるものはしっかりと活用できる、片一方では、朽ちていく空き家をどうするかということも一緒に考えていただきたいと思いますので、防災安全課の皆さんにはよろしく願いして、質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

1 番高橋信広議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

13時10分まで休憩します。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

議案第30号 令和8年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第31号 令和8年度八女市介護保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第32号 令和8年度八女市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第33号 令和8年度八女市矢部診療所特別会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委

員会に付託いたします。

議案第34号 令和8年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 令和8年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 令和8年度八女市水道事業会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第37号 令和8年度八女市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日10日は休会といたします。

会期日程に従い、11日からは委員会分科会となっておりますので、審査のほどよろしくお願いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時15分 散会